

学校の第三者評価のガイドラインに盛り込むべき事項について

1 第三者評価の意義について

(1) 第三者評価の定義

(方向性)

○ 第三者評価は、その学校に直接かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価の結果等も資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的（第三者的）立場から評価を行うものと位置付ける。

（学校評価ガイドライン [改訂]（平成20年1月））

<参考>

※ 学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告（平成19年8月）

自己評価や保護者等による学校関係者評価（外部評価）では不足する部分を補うものとして位置付け、学校運営の質を高めることを目的として学校の取組やその成果について評価を行うことが適当

- ① 保護者や地域住民による評価だけでは、学習指導や学校のマネジメント等について教職員を上回る専門性は期待しにくいことから、専門性を有する有識者等による「専門的」な評価
- ② 学校と直接の関係を有しない者により、必要以上に学校・地域の事情やしがらみにとらわれず、学校に新たな気づきをもたらすような「客観的（第三者的）」な評価として、学校以外の主体が評価機関となって行う専門的・客観的評価と位置付けることが適当

(2) 第三者評価の意義・目的

(方向性)

○ 既に各学校では自己評価や学校関係者評価の取組みが進んできているところであるが、これらの評価を最大限有効に活用し、学校運営の改善をより確実に進めていくためには、自己評価や学校関係者評価ではどうしても不足する専門的・客観的な評価を行うことによって、学校運営の質を確認し、学校の優れた特色や改善すべき課題を設

置者と学校が改めて認識できるようにすることが重要である。

- このようなことから、学校の第三者評価を積極的に実施することが求められる。
- 第三者評価は、自己評価及び学校関係者評価を補完するものであり、学校運営の状況を専門的・客観的観点から把握し、その結果に基づき学校運営の改善を図ることによって、学校の教育水準の保証・向上を図ることを目的とする。
- 第三者評価が有効に機能するためには、自己評価及び学校関係者評価が適切に行われることが必要である。
- 第三者評価を含む学校評価は、あくまでも学校運営の改善を通じた教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない。学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが何よりも重要である。

(課題・意見)

- ・ 第三者評価を定着させるためには、学校にとっての積極的意義やメリットをいかに打ち出していくかが重要ではないか。
- ・ 学校の抱える課題について、教育委員会や校長は、ある程度把握していても、改善に積極的にならず手をこまぬいている場合が見られる。その点からも第三者評価を行う意義があるのではないか。
- ・ 第三者評価は、学校のみならず設置者である教育委員会等の取組みに対する専門的・客観的立場からの評価ともなり、その結果に基づく支援や改善を促す効果も期待されるのではないか。
- ・ 評価結果を確実に学校運営の改善に結び付けるためのメカニズムが必要ではないか。学校単独で取り組めるものについては、学校側のモチベーションを高めるような仕組みが必要であるし、設置者による対応が必要なものは、具体的な対応に結び付けるような工夫が必要なのではないか。
- ・ 各学校で実施されている多種多様な学校評価を整理した上で、自己評価及び学校関係者評価の更なる充実を図る必要があるのではないか。
- ・ 学校に求められるマネジメントとはどういったものか。学校運営と企業経営の共通点・相違点は何か。
- ・ 第三者評価を通じて、全国的に波及させることが望ましい優れた取組みを広く紹介するという効果も期待されるのではないか。

(3) 本ガイドラインの位置付け

(方向性)

- 本ガイドラインは、関係者の第三者評価の取組みの参考となるよう、その目的、実施方法、評価項目、結果の取扱いなどについて、目安となる事項を示すものである。したがって、第三者評価が必ず本ガイドラインに沿って実施されなければならないわけではない。

2 第三者評価の在り方について

(1) 実施主体について

① 当面の実施主体

(方向性)

○ 評価結果を確実に学校運営の改善に結び付けるため、当面は学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることのできる学校の設置者（市町村、都道府県、学校法人等）（以下、「実施主体」という。）の判断により、外部の専門家等からなる評価のための組織等（以下、「評価主体」という。）を設けて実施することが考えられる。

(課題・意見)

- ・ 学校の設置者が実施主体となると、第三者性に疑義が呈されるおそれがあるのではないか。
- ・ 学校関係者評価に第三者である外部の専門家等を加える方法も考慮すべきではないか。

② 実施主体と評価主体の関係

(方向性)

○ 評価主体は、実施主体の判断により設けられた組織であり、また実施主体から情報提供等の支援を受けることとなるが、第三者評価を行うに当たっては信頼性・客観性を担保するため、学校の設置者である実施主体からの独立性が求められる。

(課題・意見)

- ・ どのようにして評価主体の独立性を担保するか。
- ・ 評価主体の事務局体制をどうするのか。設置者が事務局を兼ねるのか、民間委託なども可能とするか。設置者が兼ねるとする場合、第三者性を担保する仕組みが必要ではないか。

③設置者単独での実施が困難な場合の対応

(方向性)

○ 小規模な市町村など設置者単独で評価主体を設け、第三者評価を実施することが困難な場合も想定される。そのような場合は、近隣の複数の市町村などが共同して第三者評価を実施することができるようにするなど、柔軟な対応を可能とする。

(課題・意見)

- ・市町村単独での実施が困難な場合、都道府県は何らかの支援をすべきではないか。その場合、どのような支援が考えられるか。
- ・複数の設置者による共同実施の場合、第三者評価の実施主体と、学校に対する支援や改善措置を講ずる設置者が完全に一致しないことをどのように考えるか。
- ・小規模な市町村など、設置者・学校の事情や学校種等に応じた複数の方法を提示する必要があるか。

④国、都道府県、市町村の役割分担

(方向性)

○ 当面、国は全国的な教育水準の維持向上を図る立場として、都道府県は都道府県立学校の設置者、私立学校の監督庁及び市町村を包括する広域自治体の立場として、市町村は市町村立学校の設置者の立場として、各々の役割を果たしていくこととする。

(課題・意見)

- ・国、都道府県、市町村の具体的な役割分担はどのようなものとすべきか。
- ・国は、例えば、ガイドラインの策定、評価手法の開発及び評価者の養成等を含めて、どのような役割を担うべきか。
- ・第三者評価システムの構築及び運用に係るコスト負担についてどう考えるか。

(2) 評価の実施について

① 評価の実施の在り方

(方向性)

- 教育に関する諸基準（施設・設備や衛生に関する基準等）への適合状況を逐一検査するのではなく、基準適合のための学校や教育委員会の体制の妥当性を検証するという観点での監査的要素も盛り込みつつ、各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営全般の在り方について、自己評価や学校関係者評価では不十分な点を中心に評価し、その結果を踏まえて、今後の学校運営の改善につなげるための課題点等を提示することを基本とする。
- 第三者評価の実施に当たっては、過度に学校の事務負担が増えないように留意する。

(課題・意見)

- ・ 評価の継続性についてどう考えるか。過去の第三者評価結果を踏まえた評価（改善状況等のフォローアップを含む評価）を行うのか、全く独立した評価として実施するのか。

<参考>

※ 学校評価の在り方と今後の推進方策について 第一次報告（平成19年8月）

- 具体的に第三者評価において、何をどのように評価すべきかについては、
 - ① 教育活動を実施する上での様々な基準を満たしているかどうかを検査するチェックリスト型監査、
 - ② 各学校が教育目標その他の教育上達成すべき目標の設定・達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの評価、
 - ③ 自己評価・学校関係者評価(外部評価)が実施されていることを前提として、それらが適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかや、学校に関する情報が保護者等に適切に提供されているかどうかなどを含む、学校運営全般の在り方に関する評価、
を行うことが考えられる。
- このことについて、
 - ・ ①の広範にわたる諸基準（例えば、施設・設備や衛生に関する基準、など）の適合性などの合規性について逐一検証することは、人員・日程的にも不可能であるし、そもそもこれらについては、本来、学校の日常的な取組や、設置者の各担当部局等において適宜検証すべきものとする。
 - ・ このため、現実的には、①について基準適合のための学校や教育委員会の体制等が妥当かどうかを検証する監査的要素（インスペクション）も盛り込みつつ、②・③の各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営全般の在り方につ

いて評価し、その結果を踏まえて、今後の学校運営の改善につなげるための課題点等を提示することを基本とすべきものとする。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 平成18年度に評価を行った学校のうち何校かについて、前回評価との比較の観点から再度評価を行った。

②実施体制

(方向性)

- 評価主体の体制については、多様な観点からの専門的評価を可能とするとともに、評価の客観性を担保するため、複数の評価者で構成される評価チームを編成することを基本とすることが考えられる。

(課題・意見)

- ・ 学校関係者評価に第三者である外部の専門家等を加える方法も考慮すべきではないか。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 評価チームは、リーダー1名（文部科学省の視学官等）及び学校評価委員3名の合計4名で構成することを基本としつつ、調査対象校の規模等に応じて調整を行った。

③実施時期・日程等

(方向性)

- 実施時期や日程、実施対象校の範囲等については、予算編成や人事異動など、実際の改善プロセスに影響する要素も勘案しつつ、設置者が自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえて適切に決定することを基本とする。

(課題・意見)

- ・ 実際の評価実施時期はいつ頃が望ましいのか。

- －自己評価を年度末に行う学校が多いので、その結果を踏まえるとなると、第三者評価も年度末になってしまい、次年度予算編成等に間に合わなくなる。
- －予算編成等に間に合わせるために中間評価を実施し、その後本評価を実施するという考え方もあるが、年度内に2度も評価を行うことは学校側にとって相当な負担となる。
- －予算編成等に反映させるために年度の早い時期に評価を実施すると、前年度の状況について評価せざるを得ず、4月に校長等が異動したばかりの学校では、新体制による学校運営の評価とならず、評価の意義が損なわれる。
- －学校運営の改善は予算等のみに依存するものではなく、評価結果を受けてすぐに実行できるものも少なくない。予算編成等のサイクルに過度に引き摺られず、多様な学校運営のあり方を考慮すべきではないか。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 調査は原則として1校当たり3日間の日程で実施した。

④評価項目

(方向性)

- 評価項目の設定については、例えば設置者が共通評価項目を設けることや、対象校の自己評価等の項目に揃えること等が考えられる。
- 学校と設置者の連携の状況についても評価の対象とすることが望ましい。

(課題・意見)

- ・ 特定の評価項目や指標（観点）を取り出して評価することの是非について検討する必要があるのではないか。
- ・ 自己評価や学校関係者評価を前提とせず、評価者側が設定した基準に基づく第三者評価を実施することも考慮すべきか。その場合の評価基準の設定はどのように考えるか。
- ・ 限られた時間で効果的な評価を実施するためには、各学校や設置者等が課題と認識している事項や、過去の評価において指摘された課題等を踏まえ、評価項目を重点化することが望ましいのではないか。
- ・ 財務面等、共通のフォーマットを作成することで評価主体と対象校の双方の負担を軽減できるものについては、共通化を検討することが望ましいのではないか。

・財務面では、特に私費会計部分の管理などに問題があることが多いので、そういうところについては監査的なチェックも必要なのではないか。

・評価項目の共通化を意識しすぎると、学校の特色を適切に評価できなくなってしまうのではないか。

・学校側が外部にアピールしたい特色や、専門家による評価を求めている部分を適切に把握し、評価することが、その学校の取組水準を測る上でも重要であると考えられるが、評価対象校側が「見せたい」部分だけでなく、「見せたくない」部分も必要に応じ評価すべきではないか。

・評価者の主観による評価を避けるとともに、評価対象校が自らの状況を客観的に把握できるようにするため、可能な限り判断の根拠となる客観的情報を直接収集し、報告書内でも明らかにしていくことが必要ではないか。

・対象校が測定が困難な抽象的目標を設定していた場合の対応をどのようにするか。

・定量的評価がどこまで可能か、あるいは、どこまで重視すべきか。置かれた条件が異なる学校を、どのようなものさしで図るのか。定量的評価を重視した場合、たとえ評定を行わなくとも数字がひとり歩きしてしまい、学校の序列化につながるおそれはないか。

・定性的評価による場合、評価者の知見などの質に左右されることとなるのではないか。

・学校評価に当たっては、「教育を行った結果、児童生徒にどのような成果があったか」を測るための成果指標を用いること、知・徳・体のバランスのとれた指標を用いること、児童生徒や保護者の満足度も指標に加えること、可能な限り数値化し自校の状況を把握しやすくすることなどに留意する必要はないか。

・第三者評価における学力調査の結果等の取扱いをどのように考えるか。

(参考：平成20年度試行事業における調査項目)

○ 調査対象校における重点目標及び当該目標を踏まえた自己評価・学校関係者評価の項目・指標を調査項目等とすることを原則とするが、特に重点目標を定めずに自己評価を実施している調査対象校については、文部科学省が作成した評価フォーマット（別添）を参考にしつつ決定（評価領域・観点一覧（全120観点）の中から各学校が評価を希望する領域・観点を30観点程度選択）。

○ 評価フォーマットでは学校と設置者の連携の状況についても評価項目に盛り込んでいる。

<参考>

学校の第三者評価に関する実践研究の実施結果等の調査研究報告書（平成21年3月）

○評価項目・指標（観点）の重点化と選択

評価項目・指標（観点）を選択制にすることには、評価を受ける学校、評価を行う評価者双方の負担を軽減し、学校の重点目標に沿って深く踏み込んだ評価を行い、ピンポイントで学校の改善を支援できるというメリットがある。平成20年度の第三者評価試行事業では、このような利点を生かすため、評価項目・指標（観点）を選択制にして、学校が評価を受ける必要性が低いと考える点を省略することができた。ただし、評価者が必要と考えた評価項目・指標（観点）については、学校が選択していなくても評価は可能となっていた。したがって、追加的に他の評価項目・指標（観点）についても評価した評価チームも存在した。

一方で、評価項目・指標（観点）を選択制にする際に検討を要する点は、以下のようなものと考えられる。

第1に、選択された領域は重点的に見る必要があるが、それにとらわれ過ぎると全体が見えなくなったり、評価委員として見逃してはならない点を見落としてしまうおそれが生じる。評価委員は評価を希望していない領域や観点についても注意を払って評価に当たることが求められよう。

第2に、何を共通領域とし何を選択領域とするのかの判断基準を明確にする必要がある。平成20年度の第三者評価試行事業では、学校評価の目的を鑑み、「学校運営の状況」を共通領域としたが、今後学校の設置者等が第三者評価を行う場合には、設置者等が掲げる重点施策や計画と整合性を取りながら、共通項目を設定する必要がある。

⑤評価手法

（方向性）

- 限られた日程で適切な評価を実施するためには、十分な余裕を持って評価者が対象校の情報を得られるように配慮する必要がある。
- 具体的な評価活動としては、授業や課外活動等の観察、教職員からのヒアリング等を実施することとする。その際、児童生徒の教育活動に支障を来さないよう十分に配慮する。

（課題・意見）

・学校の負担を軽減するとともに実地の調査を効率的に行うため、事前に評価主体と対象校との間でどのような情報のやり取りを行うことが必要か。

- ・評価チーム内で事前に課題や重点調査項目等についての問題意識を共有しておく必要があるのではないか。

(参考：平成20年度試行事業における評価手法)

○ 事前の情報収集

- ・調査対象校は、日程調整の資料とするため、日程の連絡後1週間以内に、学校要覧、教職員名簿、校時表及び時間割・校務分掌が把握できる資料を提出する。
- ・調査対象校は、予定する調査日の3週間前までに、「事前記入シート」(学校の概要や評価の観点ごとの概況を記入)を提出するとともに、評価対象としたい領域・項目・観点を連絡する。
- ・重点目標を踏まえた自己評価・学校関係者評価を実施している調査対象校については、それら評価の各項目について、現在の状況を自己診断した資料を提出する。

○ 実地の調査活動

- ・授業観察
- ・課外活動等の視察
- ・管理職及びその他の教職員からのヒアリング
- ・児童生徒との対話
- ・職員打合せ等の参観
- ・保護者、地域住民等からのヒアリング
- ・設置者からのヒアリング

(3) 評価主体について

① 評価主体の在り方

(方向性)

○ 評価主体は、学校運営について、専門的・客観的観点からの評価を行い、その結果に応じた改善の方策を指摘することのできる専門家等であって、当該学校及びその設置者と直接の関係を有しない者を中心とするチームとすることが考えられる。

(課題・意見)

- ・公正中立な評価や独立性をどう担保するか。
- ・すべての評価者を対象校及び設置者と関係を有しない者とする必要はなく、関係を有しない者が加わることで、評価プロセスを客観的にチェックできる体制を整えることが重要なのではないか。
- ・単に第三者性を求めるのではなく、実施主体（設置者）と評価対象校双方に対する中立性が重要なのではないか。
- ・第三者評価の「あるべき姿」がはっきりしていないと、たとえ評価者が第三者であっても、評価者の主観による評価に陥ってしまうおそれがあるのではないか。
- ・学校関係者評価に第三者である外部の専門家等を加える方法も考慮すべきではないか。
- ・すでに学校関係者評価に学識経験者等の第三者の参画を得ている場合、それをもって第三者評価を実施したとみなすことも想定すべき。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 評価チームは、リーダー1名（文部科学省の視学官等）及び学校評価委員3名の合計4名で構成することを基本としつつ、調査対象校の規模等に応じて調整を行った。その際、可能な限り対象校の所在する地域の状況を把握している者の参加を得るよう努めた。
- 評価委員として以下のような者の参加を得た。
 - ・校長経験者や指導主事経験者など、学校の教育活動等に造詣が深い者
 - ・現職の教育委員会の指導主事・管理主事
 - ・大学教授（教員養成系大学・学部の教授等）
 - ・PTA協議会、青少年団体、社会教育関係団体、生涯学習関係団体等の構成員

- ・民間企業の管理職など、組織管理等に造詣の深い者
- ・民間研究機関（調査研究機関、監査法人、NPO法人等）の構成員

②評価者の確保

（方向性）

- | |
|---|
| <p>○ 例えば、都道府県レベルで評価者に対する研修や情報提供を実施することや、国レベルで評価者の養成を図ることなど、評価者の確保を計画的に図ることが重要である。</p> |
|---|

（課題・意見）

- ・近隣の自治体の指導主事に評価者として参加してもらおうという方策も検討すべきではないか。
- ・日常的に学校に対する指導助言を行っている指導主事の資質向上も重要ではないか。
- ・市町村教育委員会に第三者評価の専門人材を配置することなども検討すべきではないか。

（参考：文部科学省による評価者研修等）

- 文部科学省として、平成18・19年度の試行事業実施に先立ち評価者のための研修を実施し、事業の目的や実地の評価におけるデータ分析、インタビュー技法などについて理解を深めてもらった。
- 試行事業自体も、その評価者経験者が、将来各地で第三者評価をすることとなった場合に指導的役割を果たしていくことができるような、人材育成という趣旨も含めて実施した。

(4) 評価結果とそれを踏まえた改善策について

① 評価結果の取りまとめ

(方向性)

○ 評価結果の取りまとめに当たっては、課題の指摘に止まらず、優れた取組み等についても盛り込むものとし、同時に評価対象校との共通理解を得られるような工夫を講ずるよう努めることとする。

(課題・意見)

- ・ 評価を行うべきか否か。

- ・ 評価結果や学校の状況に応じた改善の方策も提言することとするか。その際、提言の妥当性についての責任の所在についてどう考えるか。

- ・ 評価結果を学校運営の改善に活かすためには、評価について学校が納得できるような工夫が必要ではないか。

- ・ 評価結果の取りまとめの過程で対象校と協議する機会を設けるなど、共通理解を得られるような工夫の具体的方策としてどのようなものが考えられるか。

- ・ 評価結果について、実施主体、評価主体及び対象校の間に考え方の乖離がある場合に、誰がどのように調整すべきか。

- ・ 評価の実施から結果の取りまとめまでに要する時間が長くなりすぎると、その後の改善に結びつきにくくなるのではないか。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 評価報告書には以下の内容を含む。(評価報告書フォーマット別添)
 - ・ 調査の概要(調査対象校名、日程、詳細な行程、評価委員名)
 - ・ 学校の総合的な状況、項目ごとの総合的な講評、改善に向けた方策の案
- 評定は行わず、学校の取組状況の把握に主眼を置いた。
- 評価報告書の内容を確定させる前に、あらかじめ調査対象校に送付し、事実誤認の有無等について確認する。

②評価結果の取扱い

(方向性)

- 評価結果には、学校が単独で取り組めるものと設置者の支援が不可欠なものの双方が含まれることが想定されるので、設置者と学校の両者にフィードバックし、確実な学校運営の改善につなげていくこととする。
- 学校の説明責任という観点のみならず、地域や保護者が学校の現状を理解し、運営に積極的に協力する土壌を作るためにも、評価結果は積極的に学校関係者に説明・情報提供していくことが望ましい。
- ただし、評定を行う場合や、重大な問題点の指摘を行う場合等は、混乱を避けるためにも、学校関係者への説明等に止まらず広く公表することについては、慎重に取り扱う必要がある。
- 設置者には、評価結果を踏まえて学校の支援や必要な改善措置を講ずることが求められる。

(課題・意見)

- ・ 例えば、対象校に評価者が事後訪問するなど、学校運営の改善につながる評価結果のフィードバックの方法についてどう考えるか。
- ・ 指導主事を中心とする教育委員会による日常的な指導や、教育委員会が実施している評価との関係をどう整理すべきか。
- ・ 評価結果を設置者の支援措置に確実ににつなげていくためにはどうすればよいか。
- ・ 評価結果を設置者が受け止め、指導主事等による実際の学校の指導等に円滑に結びつけていくためには、どのようなシステム構築や関係者の研修等が必要か。
- ・ 課題のある学校に対して、設置者が重点的に支援を行うという考え方も必要なのではないか。
- ・ 評価結果をそのまま公表するのではなく、学校関係者に理解しやすい形で情報提供すべきではないか。

(参考：平成20年度試行事業での取扱い)

- 文部科学省として調査報告書の公開は行わないが、設置者及び調査対象校において調査結果を広く公表し、関係者に説明することは妨げない。

(5) 学校種別・学校の設置主体別による特性への配慮

(方向性)

- 学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）や設置主体（国立、公立、私立）などを問わず、第三者評価の実施は学校運営の改善に資するものである。
- 他方、私立学校においてはそれぞれの建学の精神に基づいた教育が行われており、かつ選択を通じてある種の評価を常に受けている点を考慮する必要がある。
- また、高等学校については、①全日制・定時制・通信制の別や普通科・専門学科・総合学科の別など多様性があること、②選択によって入学する学校種であることなど、義務教育諸学校とは異なる特性がある点を考慮する必要がある。
- 特別支援学校については、児童生徒の障害や発達段階等に対応した専門的な教育を行うことから、多様な児童生徒の実態等を踏まえた対応が必要であること等の特性を考慮する必要がある。
- 大学においては、第三者評価として認証評価が行われているが、大学と高等学校以下の学校、特に義務教育諸学校とでは相違点が多いことから、それぞれの特性に応じた第三者評価の在り方を考える必要がある。

(課題・意見)

- ・学校種別や設置主体別による特性の違いを考慮した上で、第三者評価の在り方についてどのような配慮をするべきなのか。
- ・私立学校では評議員会が外部チェック機能を果たしていることを考慮すべきではないか。
- ・私立学校の特性を考慮した場合、第三者評価でチェックする内容としては財務面が最も重要となるのではないか。
- ・高等学校は公立義務教育諸学校と異なり、学校選択の対象となるので、評価結果の公表についての考え方が自ずと異なるのではないか。
- ・中等教育学校や小中一貫教育を行っている学校などでは、複数の学校段階に対応した評価者の確保が必要になるのではないか。
- ・特別支援学校については、その特性を十分に理解している評価者の確保が難しいのではないか。また、特別支援学校に特有の施設設備等や、医学面の専門家など、他の学校と比較してより多様な専門家の確保が必要なのではないか。

・特別支援学校は複数の学校段階に跨るものが多いので、それぞれの学校段階に対応した評価者の確保が必要になるのではないか。

平成20年度学校の第三者評価試行事業における評価項目の決定方法

○別紙の観点一覧について、全120観点の中から、各学校が評価を希望する観点を選択。例えば、各学校は、学校教育目標や学校として重点的に取り組んでいる事項、各学校における課題等を踏まえて選択。

→共通領域「学校運営の状況」の中から、10-15程度。

→選択領域「授業等の状況」「指導・管理の状況」「家庭・地域との連携協力の状況」については、1-2領域中、合計20程度。

○各学校が選択した観点以外にも、学校評価委員が調査を行う中で、評価すべきと判断した観点については、評価を実施。

平成20年度学校の第三者評価試行事業における評価観点一覧

【共通領域：学校運営の状況】

観 点
<項目：学校の組織運営の状況>
校長など管理職は、教育目標等の達成に向けて、適切にリーダーシップを発揮しているか
校長など管理職は、他の教職員から信頼を得ているか
校務分掌や主任制が適切に機能するなど、学校の運営・責任体制が整備されているか
職員会議等が適切に運営されているか
勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、服務監督が適切に行われているか
県費、市費など学校が管理する資金の経理(資金の管理、会計報告、監査等)が適切に行われているか
各種文書や個人情報等の学校が保有する情報が適切に管理され、教職員に情報の取扱方針が周知されているか
<項目：学校と設置者の連携の状況>
設置者が明確な教育方針等を示し、それに基づいて学校運営や教育活動を行うよう指導しているか
設置者の示す明確な教育方針等に基づいて教育目標が設定されているか
設置者の示す明確な教育方針等に基づいて学校運営や教育活動が行われているか
学校の裁量により執行できる予算の措置など、学校の裁量を高め、学校が自ら改善策を講じやすくする工夫がなされているか
学校と設置者が、児童生徒の状況(学力等の状況や問題行動等)や安全管理等(不審者情報等)に関する情報を適切に共有しているか
学校が課題と考える事項について設置者と共通理解が図られているか
学校と設置者が連携し、学校の情報化が適切になされているか
学校と設置者が連携し、教材・教具・図書の整備が適切になされているか
<項目：目標設定と自己評価の状況>
学校は、児童生徒や学校の実態、保護者や地域の意見・要望等を踏まえて教育目標を設定しているか
学校の状況を踏まえ重点化された中期または短期の目標が定められているか
自己評価の項目は、学校の重点目標を踏まえ精選されたものになっているか
自己評価が年に1回以上定期的に実施されているか
自己評価の結果を、翌年度の重点目標等の見直しに活用しているか
全教職員が自己評価の実施に関与しているか
外部アンケート等を実施し、自己評価を行う上での参考としているか
授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか
自己評価の結果を、設置者に報告しているか
自己評価の結果を、広く保護者等に公表しているか
<項目：学校関係者評価の状況>
学校関係者評価の項目は、自己評価の項目を踏まえたものになっているか
学校関係者評価のための組織(学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む)が構成されているか
学校関係者評価を行う組織の構成員に、保護者が含まれているか
学校関係者評価が年に1回以上定期的に実施されているか
学校関係者評価の結果を、自己評価結果の見直しに活用しているか
学校関係者評価の結果を、翌年度の重点目標等の見直しに活用しているか
学校関係者評価の結果を、設置者に報告しているか
学校関係者評価の結果を、広く保護者等に公表しているか

【選択領域：授業等の状況】**観 点****<項目：授業の状況>**

学級内における児童生徒の様子や、各児童生徒の性格、家庭環境等を理解し、ともに問題を解決していこうという学級の意味や価値が共有されているか

児童生徒の興味や関心を高め、意欲を引き出すための教材の開発・工夫が適切に行われているか

体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習が適切に行われているか

発問、板書、指名など、各教員の指導性が各教科の授業において適切に発揮されているか

各教科の授業において、言語活動の充実に十分な配慮がされているか

各教科の授業において、習得と活用のバランスに十分な配慮がされているか

個別指導や習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の方法等が適切に行われているか

チームティーチング指導などにおいて、教員間で協力的な指導がなされているか

視聴覚教材や教育機器、コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業が行われているか

授業や教材の開発に外部人材を活用し、より良いものとする工夫がなされているか

学習指導要領や設置者が定める基準ののっとり、学校全体として、児童生徒の発達段階や学力、能力に即した指導が行われているか

<項目：教育課程等の状況>

学校の教育目標を踏まえて教育課程が編成・実施され、その考え方について教職員間で共有されているか

重点研究などを通じて、教育課程について共通理解を図る機会が確保されているか

児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえて教育課程が編成・実施されているか

教育課程の編成・運営がPDCAサイクルに基づいて適切に改善されているか

学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進に取り組んでいるか

体験活動、学校行事などが、適切な管理体制の下に実施されているか

各教科ごとの年間指導計画や週案などが適切に作成されているか

各教科ごとの指導体制が整備され、授業時数の配当が適切に行われているか

道徳の年間指導計画などが適切に作成されているか。また、指導体制が整備され、授業時数が適切に配当されているか

総合的な学習の時間の年間指導計画などが適切に作成されているか。また、指導体制が整備され、時数が適切に配当されているか

特別活動の年間指導計画などが適切に作成されているか。また、指導体制が整備され、時数が適切に配当されているか

幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続を図るための取組が行われているか

特別支援教育のための校内支援体制(校内委員会の設置、特別支援教育コーディネータの指名、研修の実施等)が適切に整備されているか

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や教育支援計画が適切に作成されているか

特別支援学校や特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習が適切に行われているか

特別な支援を必要とする児童生徒について、医療、福祉など関係機関との連携が適切に図られているか

<項目：教職員の研修の状況>

授業研究を全教員が行うことや、授業研究を継続的に実施することなどを通じ、授業改善に全校的に取り組んでいるか

校内研修の課題が適切に設定され、実施されているか

教職員が積極的に校内研修・校外研修に参加しているか

非正規採用職員(臨時採用・非常勤講師等)の資質の確保・向上を図る取組が行われているか

教員の指導の状況を的確に把握するとともに、指導が不足する教員への対応が適切になされているか

【選択領域：指導・管理の状況】**観 点****<項目：生徒指導の状況>**

学校の教職員全体で児童生徒の状況についての理解を共有し、生徒指導に取り組む体制が整備されているか

児童生徒の問題行動の状況を共有し、適切に対処できているか

保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の下で生徒指導が行われているか

カウンセリングや道徳の授業等、児童生徒の心を豊かにする取組が適切に行われているか

特別支援教育のための校内支援体制(校内委員会の設置、特別支援教育コーディネータの指名、研修の実施等)が適切に整備されているか

特別な支援を必要とする児童生徒について、個別の指導計画や教育支援計画が適切に作成されているか

<項目：児童生徒の人格的発達の状況>

自ら考え、自主的・自律的に行動でき、自らの言動に責任を負うことができる児童生徒を育成するための指導を行っているか

相手の人格を尊重し、豊かな人間関係を構築できる児童生徒を育成するための指導を行っているか

児童生徒の適性を発見し、能力を引き出すことで、自己有用感を持った児童生徒を育成するための指導を行っているか

社会の一員としての意識(公平、公正、勤労、奉仕、公共心、公德心や情報モラルなど)を身につけた児童生徒を育成するための指導を行っているか

保護者と連携協力して、基本的な生活習慣を身につけた児童生徒を育成するための指導を行っているか

命の大切さや環境の保全などについての指導を行っているか

<項目：保健管理の状況>

児童生徒の保健管理(薬物乱用防止、心のケア等を含む)のための体制が整備されているか

児童生徒を対象とする保健指導・保健相談が実施されているか

法定の学校保健計画が作成され、適切に実施されているか

日常の健康観察や、疾病予防、児童生徒の自己健康管理能力向上のための取組、健康診断が適切に実施されているか

家庭や地域の保健・医療機関等との連携協力の下で保健指導が行われているか

<項目：安全管理の状況>

学校事故や不審者の侵入等の緊急事態発生時に適切に対応できるよう、危機管理マニュアル等が作成され、活用されているか

法定の学校安全計画や、学校防災計画等は作成・実施されているか

校舎や通学路等の安全点検が定期的に行われているか

教職員・児童生徒の安全対応能力の向上を図るための取組が定期的に行われているか

家庭や地域の関係機関、団体との連携を図りつつ、児童生徒の安全を確保するための具体的な取組が行われているか

<項目：進路指導の状況>

学校の教職員全体として進路指導に取り組む体制が整備されているか

生徒の能力・適性等を発見するための工夫等が適切に行われているか

生徒理解のために必要な個人的資料が適切に収集され、活用されているか

進路情報が適切に収集され、活用されているか

進路相談が適切に実施されているか

適切な勤労観・職業観など、生徒が主体的に進路を選択する能力・態度を育成するための指導が行われているか

保護者や地域社会、企業等との連携協力の下で進路指導が行われているか

進路指導のための施設設備が整備されているか

職場体験活動が適切に実施されているか

<項目：部活動の状況>

部活動が、適切な管理体制の下に積極的に実施されているか

部活動が、教職員全体の協力体制の下で実施されているか

部活動の実施にあたり、外部指導者を活用するなど地域社会との連携が図られているか

【選択領域：家庭・地域との連携協力の状況】

観 点
<項目：学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況>
児童生徒・保護者の学校への満足度や要望を把握するための取組を行っているか
児童生徒・保護者から寄せられた具体的な意見や要望に、適切に対応しているか
授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保に配慮しているか
<項目：学校に関する情報提供の状況>
学校に関する様々な情報が、分かり易く、かつ適切な分量で提供されているか
児童生徒等の個人情報の保護と積極的な情報提供とのバランスに配慮しているか
学校評価（自己評価・学校関係者評価）結果を広く一般の保護者等に公開しているか
学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の伝達・公開が適切に行われているか
ホームページの活用をはじめ、広く地域住民等に学校に関する情報を周知し、提供するための取組を行っているか
ホームページを開設している場合、内容が定期的に更新されているか
ホームページを開設している場合、閲覧し易い構成になっているか
ホームページを開設している場合、校長名、学校の所在地、連絡先、学級数、児童生徒数などの基本的な情報が提供されているか
保護者を対象に学校の教育活動についての説明会を実施する、学校便りを学区内の住宅に配布したり掲示板等に張り出すなど、学校に関する様々な情報が、その想定される受け手に応じた多様な媒体を用いて提供されているか
<項目：保護者・地域社会との連携の状況>
保護者、地域住民は学校運営に積極的に参画し、協力しているか
学校の教職員は、地域の行事に積極的に参画し、協力しているか
地域住民から寄せられた具体的な要望や意見を把握し、適切に対応しているか
メールアドレスを保有している場合、定期的に着信を確認する体制が整備されているか
学校開放等を適切に実施しているか
学校評議員や保護者との懇談会など、保護者や地域社会の意見を取り入れる機会を積極的に設けているか
地域の自然や文化財、伝統行事などの教育資源が活用されているか
授業や教材の開発に地域の人材などを活用し、より良いものとする取組を行っているか
地域子ども教室等の放課後対策事業において、事業関係者と教職員間で、必要に応じ、参加する児童生徒の健康状態等に関する情報交換や、移動の安全確保のための取組等の連携協力が適切に行われているか

平成20年度

第三者評価試行 評価報告書

調査対象校： 都・道・府・県
市・町・村立
学校

調査日程： 月 日～ 月 日

訪問調査の日程

調査日 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

調査対象校 : 市立 学校
(校長 : △△△ / 児童数○人 < ○(○) 学級 >)

評価チーム
リーダー :

記録等担当者 :

行 程

- 月 日 ()
(1日目)
- : 集合(:)
 - : ~ 評価チーム顔合わせ
 - : ~ 管理職(校長・教頭)ヒアリング
 - : ~ 校内施設等見学
 - : ~ 教務主任ヒアリング
 - : ~ 進路指導主事ヒアリング/部活動見学
- 月 日 ()
(2日目)
- : ~ 登校風景見学・朝の会等参観
 - : ~ 事務主任ヒアリング/保健主事・養護教諭ヒアリング
 - : ~ 授業観察①
 - : ~ 授業観察②
 - : ~ 生徒指導主事ヒアリング/研究主任ヒアリング
 - : ~ 給食参観・休み時間の様子を観察
 - : ~ 中間的な情報とりまとめ
 - : ~ 授業観察③
 - : ~ 清掃活動・帰りの会等参観
 - : ~ 保護者等ヒアリング
 - : ~ 部活動見学/特別支援教育主任ヒアリング
- 月 日 ()
(3日目)
- : ~ 朝の会・職員朝礼等参観
 - : ~ 設置者との懇談
 - : ~ 授業観察④
 - : ~ 評価シート記入
 - : ~ 評価報告書の内容について討議
 - : ~ 管理職と面談(講評と意見交換)
 - : 解散(:)

評価報告書

【学校の総合的な状況】

講評

学校独自の取組、特筆すべき学校の長所や課題

改善の方策

学校独自の取組、特筆すべき学校の長所や課題

改善の方策